

報告第 5 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年 4 月24日 報 告

守 谷 市 長 松 丸 修 久

報 告	頁 数
5 号	1

平成28年度守谷市農業集落排水事業特別会計補正予算を次のとおり専決する。

平成29年3月30日

守谷市長 松丸修久



平成28年度守谷市農業集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）

平成28年度守谷市の農業集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

報告	5号
頁数	2

第 1 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1. 農業集落排水費	2. 農業集落排水整備費	汚水処理施設建設工事	1,358